

平成29年度特別支援教育就学奨励認定基準

(目的)

第1条 この基準は、八王子市特別支援教育就学奨励費支給要綱第2条第3項の規定に基づき、特別支援学級に在籍する学齢児童及び学齢生徒（以下児童生徒という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(準々要保護)

第2条 就学援助認定基準により要保護又は準要保護に認定されなかった者で、市内に住所を有し、八王子市若しくは他の市区町村立小・中学校の特別支援学級（固定学級）に就学している児童生徒又は市外に住所を有し、八王子市立小・中学校の特別支援学級（固定学級）に就学している児童生徒で、別表1に定める算出方法により当該児童生徒が属する世帯の収入額が需要額の2.5倍未満である者を準々要保護に認定する。

(申請)

第3条 前条に規定する認定を希望する保護者は、平成29年度就学援助費・就学奨励費受給申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が就学する校長を通じて教育委員会に提出するものとする。

2 市内に住所を有し、他の市区町村立小・中学校の特別支援学級（固定学級）に就学している児童生徒の保護者で、前条に規定する認定を希望する者は、申請書を教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、第2条に規定する準々要保護の要件の有無を審査し、認定の可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、審査の結果を申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 認定期間は次の各号に定める日から年度末までとする。ただし、転出等により当該学級に籍を置かなくなった場合は、その日までとする。

(1) 年度当初申請分として学校長より提出のあった者・・・・・・・・・・・・4月1日

(2) 年度途中の申請・・・・・・・・・・・・申請のあった日の属する月の初日

(3) 転学による申請・・・・・・・・・・・・転学した日

(再申請)

第6条 第4条第1項の規定により準々要保護として認定された場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、当該申請者は再度第3条に規定する申請書を提出しなければならない。

(1) 児童生徒が市立学校に転入学（市立学校間の転学を含む。）したとき

(2) 児童生徒が市外から市立学校に就学することになったとき

(3) 婚姻等により世帯の構成に変更があったとき

(4) 賃貸住宅から転居したとき

(認定の取消)

第7条 次の各号のいずれかに該当した場合には、それぞれ当該各号に定める日をもって認定を取り消すものとする。

- (1) 児童生徒が市立学校間で転学したとき・・・・・・・・・・転入学した市立学校の就学期日
- (2) 児童生徒が転学（前号に規定する転学を除く。）又は退学したとき
・・・・・・・・・・転学又は退学した小学校又は中学校の最終登校日の翌日
- (3) 第2条に規定する準々要保護の要件を欠くことになったとき
・・・・・・・・・・当該要件を欠くことになった日
- (4) 不正の手段により認定されたとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・認定の期日

別表 1

1 特別支援教育就学奨励費算出方法

収入額、需要額の算定は、特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料による。ただし、同資料は月額算定であるが、年額で算出するものとする。

$$\text{収入額} = \text{前年の所得} - \text{①} - \text{②}$$

① 社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額

② 特別支援学級に就学する兄弟がいる場合は、その兄弟数 × 障害者加算額 × 12 か月

$$\text{需要額} = \text{③} + \text{④} + \text{⑤}$$

③ (第1類 + 教育扶助) × 12 か月 + 給食費 × 12 か月

④ 第2類 × 12 か月 + 冬季加算 (5/12) × 12 か月 + 期末一時扶助 + 住宅扶助

⑤ 前年度の通学費

※ 下線部は、生活保護基準表・東京都教育庁通知より設定する。

準々要保護	=	収入額	<	需要額 × 2.5
-------	---	-----	---	-----------

2 特別支援教育就学奨励費基準額算出表

算出にあたっては、国が示す「平成 29 年度特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表（平成 24 年 12 月末日現在）」による。

A表	生活扶助基準額(月額) 第1類の額						
年齢	第1類	教育扶助	A+B	C×12	給食費	E×12	需要額③
	A	B	C	D	E	F	D+F
0~2	20,900		20,900	250,800		0	250,800
3~5	26,350		26,350	316,200		0	316,200
6~11	34,070	2,150	36,220	434,640	4,207	50,484	485,124
12~14	42,080	4,180	46,260	555,120	4,953	59,436	614,556
15~19	42,080		42,080	504,960		0	504,960
20~40	40,270		40,270	483,240		0	483,240
41~59	38,180		38,180	458,160		0	458,160
60~69	36,100		36,100	433,200		0	433,200
70~	32,340		32,340	388,080		0	388,080

B表		第2類の額(月額)					
人員	基準額	a×12	冬季加算	c×12	期末一時	住宅扶助	需要額④
			(5/12の額)		1,182	13,000	
	a	b	c	d	e	f	b+d+e+f
2	48,070	576,840	1,667	20,004	28,368	156,000	781,212
3	53,290	639,480	1,988	23,856	42,552	156,000	861,888
4	55,160	661,920	2,254	27,048	56,736	156,000	901,704
5	55,600	667,200	2,337	28,044	70,920	156,000	922,164
6	56,040	672,480	2,420	29,040	85,104	156,000	942,624
7	56,480	677,760	2,503	30,036	99,288	156,000	963,084
8	56,920	683,040	2,586	31,032	113,472	156,000	983,544
9	57,360	688,320	2,669	32,028	127,656	156,000	1,004,004
10	57,800	693,600	2,752	33,024	141,840	156,000	1,024,464
11	58,240	698,880	2,835	34,020	156,024	156,000	1,044,924
12	58,680	704,160	2,918	35,016	170,208	156,000	1,065,384
13	59,120	709,440	3,001	36,012	184,392	156,000	1,085,844
14	59,560	714,720	3,084	37,008	198,576	156,000	1,106,304
以下1人増	440		83				